

人口減少等社会変容に伴う公共交通への影響把握業務 業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 業務の名称

人口減少等社会変容に伴う公共交通への影響把握業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

(3) 業務の目的

路線バスを取り巻く状況は、運転士等の担い手不足の深刻化に加え、人口減少やコロナ禍でのライフスタイルの変容による利用者数の減少、燃料費高騰など厳しさを増している。そうした中であっても、市民の生活交通を確保するため、厳しい経営環境にあるバス事業者によって支えられている公共交通の現況や、社会変容による公共交通への影響を把握し、社会情勢を踏まえた適切な公共交通のあり方を検討していく必要がある。

本業務は、社会変容による公共交通への影響を把握するため、京都市内のバス停や鉄道駅周辺の人口分布等の分析及びバス路線の利用状況調査を委託するものである。

(4) 業務の内容

ア 運行状況の変化に係る調査

(ア) 令和5年度に本市で行った調査時点から現在にかけての運行状況に係る変化(運行回数や運行系統の増減等)を把握する。

なお、令和5年度の調査結果データについては別途提供する。

(イ) 国土交通省公表の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要領における「同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準」を基に、各系統の集約を行う。

なお、詳細な集約方法については、本市と協議のうえ決定する。

イ G I Sデータの更新

(ア) アにより得た変化情報を基に、「京都市バス路線維持補助金交付要綱」における補助金の交付対象となり得る路線について、G I Sデータの更新を行う。G I Sデータの更新に当たっては、バス停や運行経路情報に加え、当該バス停から300m、鉄道駅から800mの範囲円を更新する。

(イ) アにて更新したエリアにおいて、総務省統計局が公表する令和2年度国勢調査に基づく令和7年度推計人口データを基に、250mメッシュデータについても更新する。

ウ 人口分布調査

前述のデータにより判明した「1系統のみがカバーしているエリア」において、以下3つの区分への該当状況を確認する。

- ①交通空白地内における人口が50人未満になるエリア
- ②交通空白地の面積が半径300m円の5%未満となるエリア
- ③その他のエリア

エ 補助金額試算及び報告書作成等

(ア)「京都市バス路線維持補助金交付要綱」に示す補助対象路線について、要件に該当する系統の補助想定金額を試算する。

(イ)一連の業務内容について、それぞれの経過及び根拠を示した報告書を作成する。

オ その他

上記以外の、本業務の遂行に関し必要な取組については、本市と協議のうえ、本市の指示に基づき実施する。

2 委託業務の進行等

(1) 業務の打合せ

業務の打合せは必要に応じて適宜行うものとするが、第1回並びに成果品納入時、及び業務の主要な段階においては、全体業務を統括する者が出席するものとする。

(2) 業務報告について

業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市へ報告を行うこととする。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、その解決を図るものとする。

(4) 成果物

成果物は、以下のとおりとする。

なお、納品を求める電子データ等の詳細については、ファイル形式等を含め、協議のうえ決定する。

- ・ 業務報告書（A4判：簡易製本）… 2部
- ・ 本業務に係る電子データ一式（電子媒体CD-R等）… 1部

3 その他

(1) 秘密保持義務

本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(3) 著作権の取扱い

円滑な事業実施及び成果の普及を図るため、本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。ただし、事前に書面による本市の同意を得た場合はこの限りでない。

以上